廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の3第2項の規定により、当広域連合企業団袖ケ浦最終処分場の維持管理に関する計画及び当該最終処分場の維持管理の状況に関する情報を廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の2第8号で定める事項について公表します。

令和2年10月30日公表

## 廃棄物の種類及び数量

年 月	種類	月間埋立量(m3)	備考
R. 2/4	浄水スラッジ	0.0	
R. 2/5	浄水スラッジ	0.0	
R. 2/ 6	浄水スラッジ	0.0	
R. 2/ 7	浄水スラッジ	0.0	
R. 2/8	浄水スラッジ	0.0	
R. 2/ 9	浄水スラッジ	279. 3	9月29日、30日に搬入
R. 2/ 10			
R. 2/ 11			
R. 2/ 12			
R. 3/1			
R. 3/2			
R. 3/3			
計		279. 3	

#### 注) 浄水スラッジとは

河川の水を浄水処理して水道水を作る際に、土砂や濁りなどを取り除きますが、 この処理過程で発生した泥状のものを濃縮・脱水したものを浄水スラッジといい ます。

# 袖 ケ 浦 最 終 処 分 場 点 検 簿

点 検 日 令和2年9月11日(金) 天気(晴)

### 1 外周部

	確認項目	点 検 内 容	異 常	異 常 内 容
1	フェンス	転倒、破損等	一有・無	
2	管理道路(側溝・法面を含む)	凹凸、破損、ゴミ等	-有・無	
3	放水路	破損、沈下、ゴミ等	一有・無	

#### 2 内 部

_ r i	HI						
	確認項目	点 検 内 容	異 常	異	常	内	容
1	堰 堤	崩壊、クラック、変形、湧水等	一有・無				
2	擁 壁	崩壊、クラック、変形等	有・無				
3	遮水シート部	破損、劣化等	一有・無				
4	シート部以外の傾斜部	クラック、膨らみ、湧水等	一有・無				
5	浸出水貯溜池	堆砂、破損、劣化等	一有・無				
6	沈砂池(可動堰)	作動状況、堆砂、破損、劣化等	一有・無				
7	観測井(ポンプ設備)	破損、劣化等	一有・無				
8	湧水集水設備	目詰まり、破損等	一有・無				
9	浸出水集水設備	目詰まり、破損等	一有・無				
10	進入道路	クラック、膨らみ等	一有・無				
11	排水用縦ドレーン	破損、ゴミ等	一有・無				
12	管理用人孔	目詰まり、破損等	一有・無				
13	その他		一有・無				

#### 3 残存容量

令和2年3月末時点での残存容量

67,880㎡(測量結果)-187.2 ㎡(測量後の汚泥搬入量)≒67,693㎡

#### 4 備 考

可動堰の動作確認 開閉動作異常なし(右回り開)

## 最終処分場に係る水質検査結果報告書

報告年月日 令和 2年 9月 24日

-									報告年月日 令和 2年 9月 24日	
N o		試 料 採 取 地	点	放流水		観測井水1	観測井水2		浸出水	10 -11 -11
				令和2年9月3日	排水基準	令和2年9月3日	令和2年9月3日	環境基準	令和2年9月3日	検 査 方 法
		試料採取時		10時25分	2777.01	10時05分	10時15分	71,7002.1	10時15分	
			気	曇り		曇り	曇り		曇り	
	1	カドミウム及びその化合物	mg/1	<b>3</b> 7	0.01	<b>4</b> 7	<b>⇒</b> 7	0.003	<b>3</b> 7	JIS K 0102 55.4
		シアン化合物								JIS K 0102 38.3
		有機リン化合物	mg/1		不検出			不検出		環境告示64付表1
	4	鉛及びその化合物						0.01		
	4	六価クロム化合物	mg/1		0. 1			0. 01		JIS K 0102 54.4 JIS K 0102 65.2.5
有	6	ヒ素及びその化合物	mg/1		0.05			0. 05		JIS K 0102 61.4
	7	総水銀	mg/1		0.0005			0. 0005		環境告示59付表2
		アルキル水銀化合物	mg/1							
	0	PCB	mg/1		不検出					環境告示59付表3 環境告示59付表4
	10	トリクロロエチレン			小便山 0.1			0.01		
害		トリクロロエテレン テトラクロロエチレン	mg/1		0. 1			0.01		JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.2
		ジクロロメタン	mg/1	< 0.002	0. 1			0. 01		JIS K 0125 5.2
		四塩化炭素	mg/1	< 0.002	0. 2			0.02		JIS K 0125 5.2
		1, 2-ジクロロエタン	mg/1	< 0.0002	0.02			0.002		JIS K 0125 5.2
物		1, 1-ジクロロエチレン	mg/1	< 0.0004	1			0.004		JIS K 0125 5.2
199	10	シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/1	< 0.002	0. 4					JIS K 0125 5.2
	16	1, 2-ジクロロエチレン	mg/1	\ 0.004	0.4			0.04		JIS K 0125 5.2
	17	注:シスとトランスの合計値 1,1,1-トリクロロエタン	mg/1	< 0.0005	3			1		JIS K 0125 5.2
		1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/1	< 0.0006	0.06			0.006		JIS K 0125 5.2
質		1, 3-ジクロロプロペン	mg/1	< 0.0002	0.02			0.002		JIS K 0125 5.2
		チウラム	mg/1	< 0.0002	0.02			0.002		環境告示59付表5
		シマジン	mg/1	< 0.0003	0.03			0.003		環境告示59付表6
		チオベンカルブ	mg/1	< 0.002	0. 2			0. 02		環境告示59付表6
		ベンゼン	mg/1	< 0.001	0. 1			0. 01		JIS K 0125 5.2
関		セレン及びその化合物	mg/1	< 0.001	0. 1			0. 01		JIS K 0102 67.4
	25	ホウ素及びその化合物	mg/1		10					環境告示59付表7
	26	ふっ素及びその化合物	mg/1		8			_		環境告示59付表7
	27	アンモニア・アンモニア化合物、国路酔ル合物、国路酔ル合物、国際ル合物	E mg/1		100			_		JIS K 0102 42.2&43.2.5&43.1.2
係		硝酸化合物、硝酸化合物 1,4-ジオキサン			0.5			0.05		環境告示59付表8
N	1	水素イオン濃度指数		6. 7	5.8~8.6	6. 6	6. 6		6. 6	JIS K 0102 12.1
	2	生物化学的酸素要求量	mg/1	1.0	10	0.0	0. 1			JIS K 0102 21
有	3	化学的酸素要求量	mg/1	1. 4	10	2.6	0. 4		2. 0	JIS K 0102 17
П	4	浮遊物質量	mg/1	2	20				1	環境告示59付表9
	5	鉱油類含有量	mg/1		2					環境告示59付表9
害	6	動植物油脂類含有量	mg/1		3					環境告示59付表9
	7	フェノール類含有量	${\rm mg}/1$		0.5					JIS K 0102 28.1.2
物	8	銅含有量	mg/1		1					JIS K 0102 52.5
	9	亜鉛含有量	mg/1		1					JIS K 0102 53.4
質	10	溶解性鉄含有量	${\rm mg}/1$		1	<b>※</b> 26. 5	0.12			JIS K 0102 57.4
只	11	溶解性マンガン含有量	${\rm mg}/1$		1					JIS K 0102 56.5
	12	クロム含有量	${\rm mg}/1$		0.5					JIS K 0102 65.1.5
以	13	大腸菌群数	個/cm3		3000					S37厚生建設省令1
	14	窒素含有量	${\rm mg}/1$	6.0	120					JIS K 0102 45.2
外	15	燐含有量	${\rm mg}/1$		16					JIS K 0102 46.3.1
		塩化物イオン	${\rm mg}/1$			7.5	18.0	$\overline{}$		衛生試験方法
		アンモニア態窒素	${\rm mg}/1$					/		S37厚生建設省令1
		クロロエチレン	${\rm mg}/1$					0.002		環境告示10付表1
	<u> </u>	電気伝導率	μS/cm	- 1		260	226			JIS K 0552
·※ t批	1 7K 0	の状態を監視するための水質監	"根井戸"	じめる観測井水 1	ゴ. 溶解性	トホメモイノンイ値フシュ高レンイ値タ	ィホしていますが.	最終処分場	テアハトロク)影響による	いいではなく. 地質か

※地下水の状態を監視するための水質監視井戸である観測井水1は、溶解性鉄の値が高い値を示していますが、最終処分場からの影響によるものではなく、地質からの自然由来によるものと考えています。
※放流水の排水基準は、「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱集:廃棄物処理施設の構造に関する基準表-5」により記載。

<sup>※</sup>観測井の環境基準は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 別表第2」により記載。